

# 15 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正と臨時財政対策債の廃止について

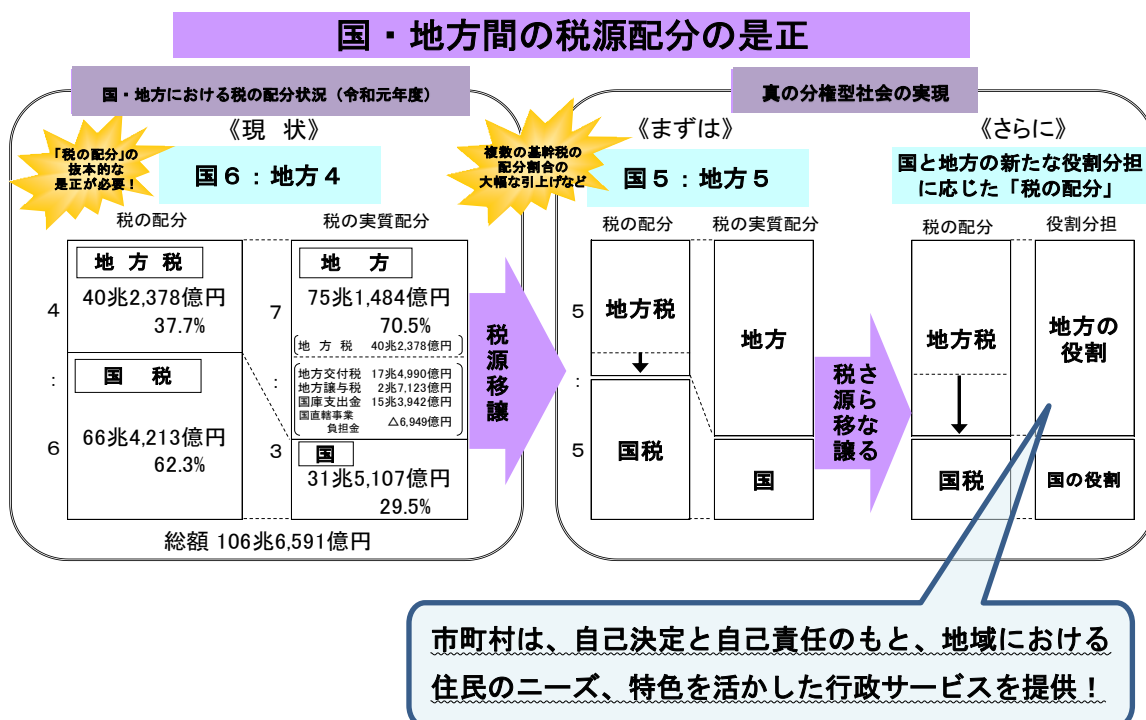
【提案・要望先】総務省・財務省

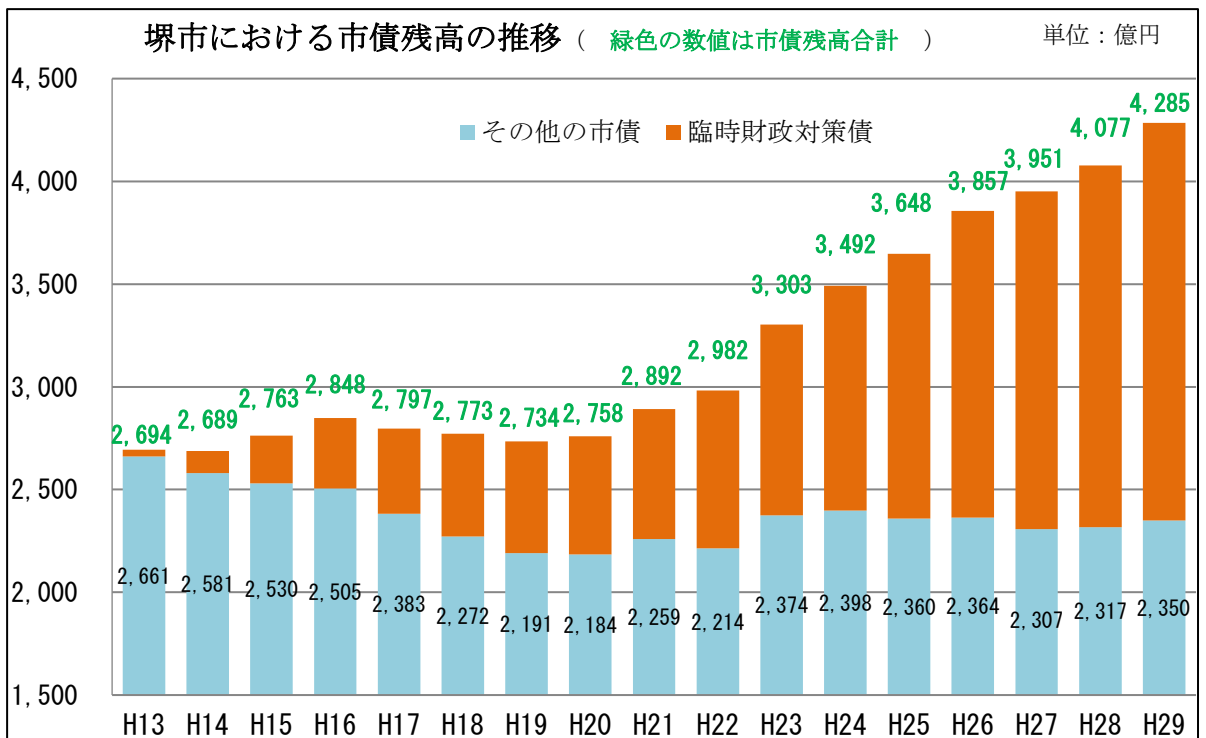
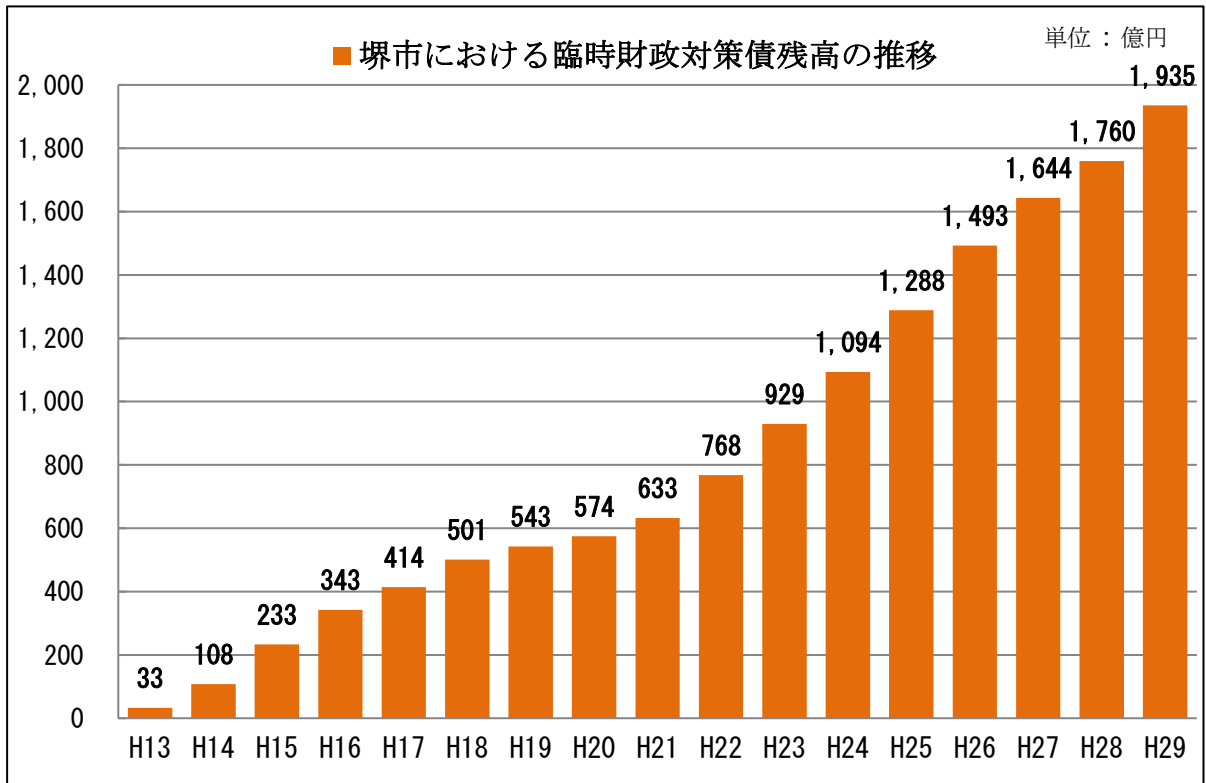
～提案・要望事項～

- **真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割に応じた配分となるよう、地方税の割合を高めていくこと。**
- **臨時財政対策債については、地方財源不足の対応として臨時的に導入されたものであることから、地方交付税の法定率引上げにより地方財源不足に対応した上で速やかに廃止すること。**
- **地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。また、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。**

## 【現状と課題】

- 本市は、事務事業の見直しや組織の再編統合、人件費の削減など、行財政改革に取り組み、歳出削減努力を行っている。
- 臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の臨時措置として導入されたものではあるが、これまでその措置は6回延長され、18年間続いている。
- 臨時財政対策債の累積残高**について、国においては、約53.1兆円（平成29年度末）、**本市においても約1,935億円（平成29年度末）と増加する一方**である。
- また、本市の保有する基金は、決算剰余金の黒字を漫然と積み上げているのではなく、要員管理計画の推進、事業見直し等の行財政改革により積極的に積立を行ったものである。
- 平成28年2月に策定した「中長期財政収支見込」においても、大規模事業の推進や社会保障関係費による負担が今後増加する見通しである。





※普通会計決算

【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 坂本 泰宏 (TEL:072-228-7471)